Shizuoka Guarantee Disclosure Magazine



［平成25年度］静岡県信用保証協会ディスクロージャー誌

Guarantee

信用保証協会の現況

平成24年度の取組み

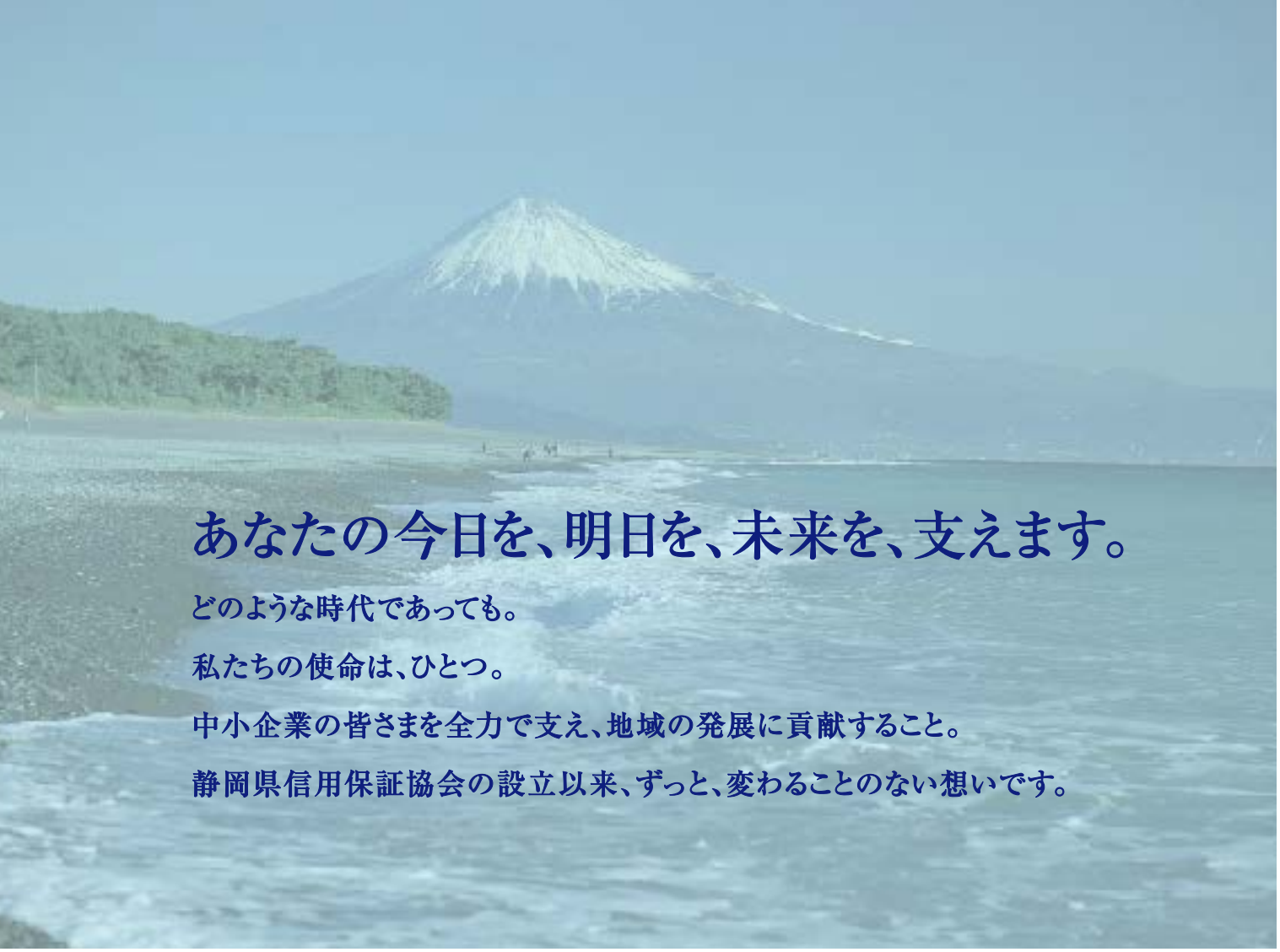
独自保証制度の推進

- BCP特別保証
- 新事業展開関連保証
- エネルギー需給安定対策保証

経営力強化保証の創設

6次産業化の促進に向けた取組み

外部評価委員会の実施



あなたの今日を、明日を、未来を、支えます。

どのような時代であっても。

私たちの使命は、ひとつ。

中小企業の皆さまを全力で支え、地域の発展に貢献すること。

静岡県信用保証協会の設立以来、ずっと、変わることのない想いです。

CONTENTS

ごあいさつ …… 1

プロフィール …… 2

1.事業方針 …… 3
- 基本理念　基本目標　基本方針

2.平成24年度の取組み …… 4
- 独自保証制度の推進　活動内容

3.経営支援・再生支援の取組み …… 8

4.平成24年度 事業報告 …… 10
- 事業概況　業績

5.平成25年度 経営計画 …… 11
- 業務環境　事業計画　重点課題

6.信用補完制度 …… 12
- 信用補完制度のしくみ　業務の流れ

7.信用保証の内容 …… 14
- 信用保証をご利用いただけるお客様
- ご利用いただけない方　保証の利用限度額
- 信用保証料

8.信用保証の動向 …… 20
- 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収　各状況
- 業種別状況　利用企業者数・保証利用状況
- 金融機関別の状況

9.事業報告 …… 24
- 収支計算書・収支計算書の用語解説
- 貸借対照表・貸借対照表の用語解説
- 財産目録　基本財産について
- 資金の流れ（キャッシュフロー）

10.広報活動 …… 30

11.コンプライアンス態勢について …… 31
- コンプライアンス経営の重視　基本的姿勢
- コンプライアンス組織体制図

12.個人情報保護宣言 …… 32

13.協会概要 …… 34
- 事務分掌図
- 役員名簿
- 本・支店の担当区域と事務所位置略図

この笑顔、届けたい。あなたに、地域の皆さまに。…… 37

表紙写真：静岡県観光協会

ごあいさつ



平素は、当協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証協会は、中小企業者の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際、公的な保証人となって借入を円滑にする機関であり、信用保証を通じて新たな信用を創造し、企業の安定と繁栄に寄与することを目的としております。

本誌は、当協会の信用保証業務に対する理解を一層深めていただくため、信用補完制度のしくみや信用保証協会の役割、業務実績や財務状況など、静岡県信用保証協会全般に関する事項について、できるだけ分かり易くご説明したものでございます。

本誌を通じて、多くの皆さまに信用保証協会に対する認識を深めていただき、信用保証制度の有効な活用に役立てていただければ幸いと存じます。

平成24年度の我が国経済は、リーマンショックによる最悪期を脱し、東日本大震災による影響も収束しつつありましたが、長期化する緩やかなデフレや不安定な海外経済等を背景に、年度後半も低調に推移しました。そうした中、平成24年末の新内閣発足を機に打ち出された、政府の金融政策、財政政策、成長戦略からなる経済再生対策により、為替は円安に株価は上昇に転じるなど、景気マインドが好転し、持ち直しに向けた動きも窺えるようになってまいりましたが、中小企業に目を転じると、経営環境は依然として厳しく、本格的な回復にはまだ時間を要する状況にあると考えます。

静岡県内の経済情勢においても、長引くデフレが企業収益を圧迫しており、全国の動きと同様に弱めの動きが続きました。製造部門については、国内外の需要低迷により、輸出依存度の高い輸送機器関連の製造業が大きな影響を受けました。特に、輸出型製造業が集積する県西部地区においては、国内生産を縮小し、海外生産にシフトする動きが加速しており、県内の雇用や経済への影響が懸念されました。また、非製造部門については、東日本大震災の影響により小売業やサービス業等で業績が大きく落ち込みましたが、その後は消費マインドの回復等により、持ち直しに向けた動きも見られました。

このような状況下、当協会は厳しい経営環境に置かれた中小企業を支援するため、引き続き返済猶予をはじめとする「条件変更」に柔軟に取り組むとともに、各種保証制度の利用促進に努めてまいりました。特に、東日本大震災以降、中小企業の前向きな取り組みを促進するため、電力危機や省エネルギー対策に取り組む先を支援する「エネルギー需給安定対策保証」や、事業継続計画（BCP）の策定を促す「BCP特別保証」など、当協会の独自制度を積極的に推進してまいりました。

更に、平成24年度末の「中小企業金融円滑化法」終了を見据えて、平成24年10月に創設された全国統一制度である「経営力強化保証」の推進にも注力するとともに、中小企業に対して経営改善及び事業再生を促す環境を整備し、地域経済の活性化に寄与することを目的として、当協会が事務局となる「しずおか中小企業支援ネットワーク」を発足し、金融機関や中小企業団体等との連携強化にも努めてまいりました。

当協会といたしましては、依然厳しい経営を強いられている県内中小企業者の経営の安定、地域経済の発展のため、関係諸機関からのご指導、ご協力をいただきながら、職員一丸となって業務に邁進してまいる所存でございます。

どうか、従来にも増して皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私のご挨拶といたします。

平成25年8月

会長　川口 正俊

プロフィール

創立	昭和24年12月1日
認可	昭和24年11月26日
人格	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく認可法人
目的	本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、 もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（定款第1条）
基本財産	650億2,096万円 《内訳》　·基金 40億5,308万円　·基金準備金 609億6,788万円
保証債務の最高限度	基本財産の60倍（定款第7条）
保証債務残高	件数187,223件　金額1兆7,202億4,457万円
保証利用企業者数	58,802企業（県内対象事業者数140,136企業の内、利用率42.0%） ※県内対象事業者数：中小企業白書2013年版「2表　都道府県別企業数、常用雇用者·従業者数（民営、非一次産業、2009年）」
理事	18名（非常勤13名）
監事	4名（非常勤3名）
職員	209名（男性122名、女性87名）
事業所	本店（静岡市）、浜松支店、沼津支店

※平成25年3月31日現在

信用保証協会とは

事業の維持·創造·発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

【信用保証協会事業の基本理念】

協会章

協会章は、昭和36年6月、創立10周年の記念事業の一つとして制定された。

S（静岡県）、**S**（信用）、**H**（保証協会）の各頭文字が組み合わされたデザインの特徴は、ご覧のように富士川·安倍川·大井川·天竜川の清流を模し、また、“**h**（H）”は日本語の“人（ひと）”をも表わしている。

人という文字は、ひとりでは何もなし得ず、皆の力で支え合うことの大切さが諭されている。この徽章とともに、明日への前進を目指している。



協会章

1 事業方針

基本理念

静岡県信用保証協会は、中小企業のために存在していることを自覚し、
中小企業のお役に立つことで、静岡県の社会、経済に貢献します。

（平成10年6月制定）

基本目標

中小企業のためを考え、行動し、その成長と発展をお手伝いします。

協会の使命は、信用保証を通じて中小企業に円滑な金融を実現させ、中小企業の健全な育成と地域経済の発展を図ることにあります。これからはもっと中小企業との接点を求め、職員一人ひとりが、中小企業のために何をすべきか、何ができるかを、常に考え、行動できる体制をつくり、中小企業の成長と発展を目指すものです。

社会の変化に対応し、新しいコトに挑戦できる協会になります。

社会全体が大きく変化している現在、中小企業の信用補完機関としての機能を十分に果たすために、基本財産の充実を図り、革新性や創造性を発揮できる人材の育成に努め、高度化する顧客ニーズに迅速に対応できる協会になります。

地域との共生を考え、働きがいのある職場づくりを目指します。

企業も地域の発展があってこそ、発展できるのです。協会も地域社会の一員として、地域と共にあることを自覚し行動するとともに、人間尊重の風土を構築し、職員が働きがいを感じることができ、自信と誇りを持てる職場づくりを目指します。

基本方針

基本方針	施　策
顧客ニーズに対応できる体制の構築	①顧客接点の改善　②商品の開発 ③関連機関との連携強化　④国際化への対応
経営基盤の強化と自主的な経営	①事業計画策定の見直し　②資産運用 ③リスク管理
革新性や創造性を発揮できる人材の育成と確保	①人材の育成　②雇用
業務改善の促進	①審査管理の充実　②事務管理の充実
地域への貢献と職場環境の創造	①地域活動　②利用企業への還元 ③職員の意欲・生活の向上をはかる

2 平成24年度の取組み

1 独自保証制度の推進

中小企業の経営環境が厳しい中、「エネルギー需給安定対策保証」、「BCP特別保証」並びに「新事業展開関連保証」などの当協会独自の制度を拡充することにより、中小企業支援に取組んでいます。

BCP特別保証

事業継続計画（BCP）を策定した企業のための災害時発動型保証予約システム

◎平成24年4月にリニューアルし、より利用しやすくなりました。対象となる事業計画に、「商工団体が発行したBCP策定支援確認書の添付された事業継続計画」を追加しました。





新事業展開関連保証

環境、エネルギー、医療、介護、観光などの新事業を金融と経営の双方でサポートする保証制度

既存の事業に加え、新分野への進出によって企業を成長させたいと考えている企業を応援します。

◎平成24年5月にリニューアル

①事業展開の業種が、産業分類上の小分類間から細分類間に広がりました。

②別法人を設立した上で、事業展開をする場合等でも、取扱いができるようになりました。





エネルギー需給安定対策保証

省エネルギー、電力危機対策に取り組む中小企業をバックアップする保証制度

省電力設備または電力危機対応設備等の導入に対する資金調達をサポートすることにより、エネルギーの安定的な確保を促進し事業活動の円滑化を図ると共に、社会全体のエネルギー需給バランスの改善に資することを目的としています。





2 活動内容

平成24年度の主な活動内容をご報告します。

全国統一制度である経営力強化保証の創設

金融と経営支援の一体的な取組みを推進し、中小企業の経営力の強化を図るべく、「経営力強化保証制度」を創設しました。





6次産業化の促進に向けた静岡県農業信用基金協会との連携

中小企業者が農業に進出するケースや農業者等が生産から加工・販売まで一貫して事業を行うケースなど、いわゆる6次産業化が進展しています。

当協会と静岡県農業信用基金協会が互いに連携を図る体制を構築し、農業分野に進出する中小企業者が保証の利用機会を逸することのないよう、連携の強化に取組みました。



公的保証機関が連携

農業と商工業 6次産業化後押し

連携のイメージ図

平成24年12月15日　静岡新聞〈朝刊〉

静岡県信用保証協会・警察等連絡会の開催

外部の専門機関との連携を徹底し、反社会的勢力の排除に取組んでいます。当協会の業務から反社会的勢力を排除するとともに、違法・不当な行為からの被害防止と一切の関係遮断に向けた諸対策を推進し、信用保証制度の適正な運用を図り、中小企業の健全な発展と育成に寄与するため、連絡会を開催し、情報の共有を行いました。



外部評価委員会の実施

協会を取巻く社会、経済環境の変化が激しくなり、迅速かつ適切な業務運営が求められています。協会自身の経営実態、経営方針を明確にし、また経営計画に対して自己評価を行っております。

それとともに、外部評価委員会を実施し、中立的な立場から透明性、客観性の高い評価を受け、その結果を公表しております。



広報・サービス向上推進員会の設置

保証協会の果たすべき役割が年々高まっております。中小企業者や県民及び関係機関などに協会の存在や役割、社会的貢献等を理解していただくために、広報・サービス向上推進委員会を設置し、広報活動等の充実に努めております。

保証利用企業者からみた業種動向調査

当協会のデータをもとに独自の分析を行い、各種関係機関・新聞社等に公表しました。



保証付き融資利用減

製造・小売業 中心に

県協会分析

平成24年6月15日　静岡新聞〈朝刊〉

3 経営支援・再生支援の取組み

企業支援室の設置

経営環境が悪化する中、中小企業の存続と発展を図っていくためには、従来行ってきた金融支援のみでは限界があり、金融機関やその他関係機関と連携しながら金融支援と経営支援を一体的に行う取組みが求められています。

当協会では、ご利用いただいている中小企業への経営支援・再生支援の取組みをより一層効果的に行うために、専門部署である「企業支援室」を平成23年6月1日に設置いたしました。

経営支援への取組み

企業の経営改善を図るためには、経営改善計画書の策定とそのモニタリングが最も有効な方策であるとの考えの下、取引金融機関に同計画策定支援を依頼しました。当協会からも中小企業診断士の資格を持つ職員が直接企業に出向き、計画策定のための支援を行っています。

また、平成25年度より新たに一般社団法人静岡県中小企業診断士協会と提携し、経営診断を開始しました。経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望される保証利用企業に対して、プロの専門家（中小企業診断士）を直接企業に派遣し、経営改善計画書の策定支援や専門的なアドバイスを実施しています。この取組みによって、中小企業の経営改善を促進するとともに、利用企業の幅広いニーズに対応することが可能となります。

重点支援先

経営改善計画策定支援

経営改善の実現可能性を高めるために、金融機関に経営改善計画の策定支援を要請。

専門家派遣

中小企業者自身で解決困難な課題に対しては、協会から専門家（中小企業診断士）を派遣し、課題解決を支援。

再生支援

緊急性が高い企業には、中小企業再生支援協議会に依頼し、金融機関と共に支援チームを形成。事業の再生を支援。

保証利用先の経営改善を促進

条件変更対応、新規保証で資金繰りを支援

再生支援への取組み

当協会では、事業再生支援を地域経済の産業活力維持や雇用の確保が図られる重要な取組みであると考えています。そのため、中小企業の再生に向けた取組みを支援する静岡県中小企業再生支援協議会や静岡地域再生ファンドと協力関係を築いています。

また、県内中小企業の再生支援を目的として組成された静岡地域再生ファンド3号・4号について、出資をしています。業績不振に陥っているものの再生の可能性がある県内中小企業に対して、財務面・経営面から支援する地域再生ファンドへ出資することで、再生に取組む中小企業を支援しています。

しずおか中小企業支援ネットワークの構築

平成24年10月に当協会が事務局となり、「しずおか中小企業支援ネットワーク」が発足しました。

本ネットワークは、参加する機関が中小企業支援の重要性について認識を共有するとともに、県内中小企業に対する経営改善及び事業再生を促す環境を整備することにより、地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

定例会議を通じて情報提供や意見交換・支援事例の紹介などを行い、ネットワーク会員のスキル向上を図るとともに、企業の経営改善や事業再生に対する目線を揃えていくための活動をしています。

しずおか中小企業支援ネットワーク

全体会議 年1回開催（正会員・サポート会員対象）
※中小企業支援全般に関する情報提供、意見交換等を実施

- 関東経済産業局
- 東海財務局 静岡財務事務所
- 静岡県
- 静岡県商工会議所連合会
- 静岡県商工会連合会

連絡会議 年2～3回開催（正会員対象）
※事業再生を中心とした支援に関する情報提供、意見交換等を実施

事務局：信用保証協会

- 都銀 政府系
  地銀 信金
  県信連 信漁連
- 再生支援協議会
- 静岡キャピタル

- 静岡県中小企業団体中央会
- 地域経済活性化支援機構
- 静岡県事業引継ぎ支援センター
- 静岡県産業振興財団
- 静岡県中小企業診断士協会
- 東海税理士会 静岡県支部連合会

平成24年度は、2回の会議を開催しました。
●第1回全体会議（平成24年10月24日開催）　●第1回連絡会議（平成25年2月19日開催）

ネットワーク参加機関
●正会員：27機関　●サポート会員：11機関





4 平成24年度 事業報告

事業概況

厳しい経営環境に置かれた中小企業を支援すべく、返済猶予をはじめとする「条件変更」を柔軟に取り扱うとともに、各種保証制度の利用推進に努めました。

特に、東日本大震災以降、中小企業の前向きな取組みを推進するため、電力危機や省エネルギー対策に取組む先を支援する「エネルギー需給安定対策保証」や、事業継続計画（BCP）の策定を促す「BCP特別保証」、新成長分野へ事業転換する先を支援する「新事業展開関連保証」など、当協会の独自制度を積極的に推進しました。

また、平成24年度末の「中小企業金融円滑化法」終了を見据えて平成24年10月に創設された全国統一制度である「経営力強化保証」の推進にも注力いたしました。

その一方で、中小企業に対して経営改善や事業再生を促す環境を整備し、地域経済の活性化に寄与することを目的として、平成24年10月に当協会が事務局となり「しずおか中小企業支援ネットワーク」を構築し、金融機関や中小企業団体等との連携強化にも努めてきました。

業績

項　目	計画額	実　績
保証債務残高	17,946億円	17,202億円
代　位　弁　済	420億円	442億円
求償権総回収	81億円	73億円

1 保証の状況

年度末の保証債務残高は、187,223件（企業者数58,802企業）、1兆7,202億4,457万円で、前年度比は件数で、96.4%（企業者数97.8%）、金額で92.6%と減少しました。

2 代位弁済の状況

本年度中の代位弁済は、4,596件（企業数1,000企業）、442億1,295万円で、前年度比は件数で121.4%（企業数113.6%）、金額で117.2%、64億9,561万円の増加となりました。

3 求償権の回収状況

本年度中の回収総額は、72億5,469万円、前年度比89.0%となりました。期末の求償権対債務者残高は、3,030億1,297万円で、前年度比104.3%、124億5,439万円の増加となりました。

4 基本財産の状況

当期の収支差額は34億2,777万円となり、うち17億1,300万円を収支差額変動準備金へ、残額を基本財産へ繰り入れました。

この結果、期末における基本財産は650億2,096万円となり、前年度末と比べ17億1,477万円の増強が図られました。

5 平成25年度 経営計画

業務環境

県内経済を支える中小企業は、東日本大震災に伴うサプライチェーンの寸断やタイの洪水被害による影響等が収束し、突発的なマイナス要因は解消した状況と言えますが、デフレの長期化は大企業に限らず中小企業の経営も圧迫しております。

事業計画

項　目	金　額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保　証　承　諾	4,133億円	99.5%	99.0%
保証債務残高	1兆5,956億円	88.9%	92.6%
代　位　弁　済	450億円	107.1%	101.8%
求 償 権 回 収	73億円	89.3%	105.1%

重点課題

1 資金繰り支援の強化

今年度も、企業の財務内容や事業の見通し等を踏まえつつ、返済猶予をはじめとする「条件変更」について柔軟に対応してまいります。また、既存債務を新たな借入で一本化する「借換保証」についても積極的に取組み、中小企業の資金繰り円滑化に努めてまいります。

2 各種保証制度の推進

①中小企業の経営力強化（経営力強化保証）　②電力危機対応への取組み支援（エネルギー需給安定対策保証制度）
③事業継続計画（BCP）の策定促進（BCP特別保証）　④成長分野に対する事業展開の支援（新事業展開関連保証）

3 期中支援体制の充実

金融支援と経営支援の一体化を図るべく、平成23年6月に新設した「企業支援室」を中心に、金融機関の企業支援部署や関係機関との連携を強化し、大口保証先等に対するモニタリングの実施など、適切な期中支援に努めてまいります。

また、平成24年10月に当協会が事務局となって構築した「しずおか中小企業支援ネットワーク」を活用し、中小企業の再生支援や経営改善支援において、連携・協調を図ってまいります。

再生支援案件につきましても、再生の可能性など適宜判断し、各種金融支援の手法を活用するなど、中小企業の事業再生に注力してまいります。

4 コンプライアンス態勢の強化・充実

誠実かつ公正な事業活動を遂行していくためには、役職員一人ひとりが高い倫理観とコンプライアンス意識を持つことが重要であることから、引き続き、各種研修などの実施によりコンプライアンス意識の更なる向上を図ってまいります。

5 広報活動の充実

保証協会の公共的使命や社会的責任が益々高まっていることを踏まえ、積極的かつ具体的な広報活動に努めます。

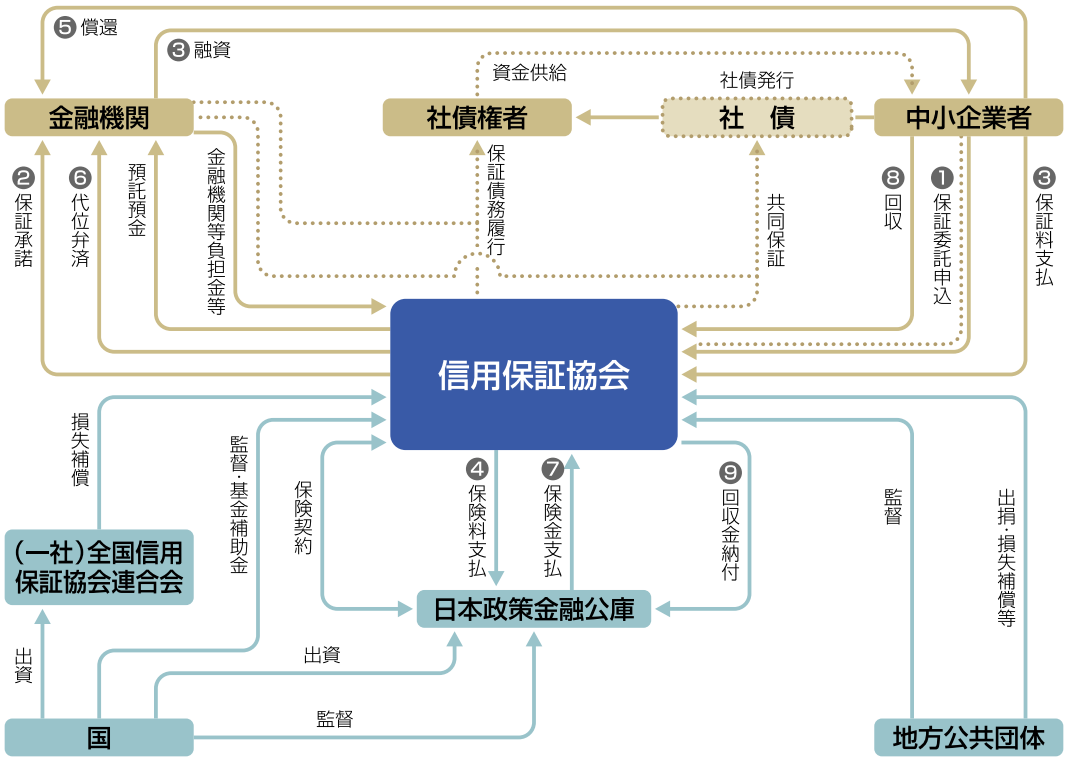
6 信用補完制度

信用補完制度は、事業の発展の可能性がある中小企業者に対する金融を円滑にするため、中小企業者の信用を補完する公的制度であり、信用保証協会の信用保証制度と、その信用保証制度を補強する日本政策金融公庫の信用保険制度から成り立っています。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業の方の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

信用補完制度のしくみ



※注1：①～⑤は保証申込から償還まで、⑥～⑨は事故による代位弁済から回収まで　※注2：…… は社債保証のフロー

信用補完制度の現状

平成24年度の全国の代位弁済は7,780億円と3年連続で前年度実績を下回りましたが、保証付き融資の条件変更を背景にその発生が先送りになっているとも考えられ、今後の景気動向等によっては、信用補完制度や個々の信用保証協会の収支が大きく悪化することが懸念される状況となりました。

政府は、中小企業金融円滑化法の期限が平成24年度末に到来することから、平成24年4月に「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表し、「中小企業支援ネットワーク」の構築を進めること等を決定しました。同年8月成立の「中小企業経営力強化支援法」により経営革新等支援機関の認定制度が創設されるとともに、この経営革新等支援機関と連携し、金融支援と経営支援を一体的に取り組む「経営力強化保証」が同年10月に創設される等、金融支援策に加え、経営改善や早期の事業再生を促進する様々な支援策を講じました。

業務の流れ

金融機関経由形態

1
中小企業者は、金融機関を経由して保証協会に信用保証の申込みをします。

2
信用保証協会は、中小企業者からの信用保証の申込みを適当と認めたときは、金融機関に対して信用保証書を発行します。

あっせん形態

1
中小企業者は、直接信用保証協会へあるいは商工団体、地方公共団体を通じて申込みをします。

2
信用保証協会は、中小企業者からの信用保証の申込みを適当と認めたときは、金融機関に対して信用保証貸付依頼書を送付します。金融機関から融資承諾の確認がされたら、金融機関に対して信用保証書を発行します。

3
金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。この際、中小企業者に所定の保証料を金融機関を通じて保証協会へ納めていただきます。

4
中小企業者は、融資の条件にしたがって金融機関に借入金を償還します。

5
金融機関は、中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったときは、保証協会に対して代位弁済の請求を行います。保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。

6
保証協会は、代位弁済により中小企業者に対して求償権を取得し、求償権の回収を行います。

県・市町と信用保証協会との関係

県及び市町では、県内中小企業者等の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。制度融資によっては、当協会と県との間に損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の際に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納しています。

7 信用保証の内容

信用保証をご利用いただけるお客様

1 業歴・所在地等

静岡県内に事業所を有し、事業を経営している方が保証の対象となります。

[個人事業主の場合は]

住居または事業所のいずれかを静岡県内に有している方が対象となります。

※（注）…「住居」とは単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

[法人の場合は]

静岡県内に本店または事業所を有している企業が対象となります。

本店の所在地や支店登記・支配人登記の有無に拘わらず、静岡県内において事業を行っている方を対象とし、法人の本店が単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合は、保証の対象となりません。

※（注）…静岡県内に支店およびその支店の支配人が登記されている会社の場合は、当該支店を申込人、支配人を代表者として取扱うこともできます。

※保証制度によっては、静岡県内の業歴等資格要件を定めている場合があります。

2 事業者の規模

資本金または常時使用する従業員が次に該当する個人・法人が対象となります。

（いずれか一方が該当すれば対象となります。）

業　種 （保証対象外業種を除く）	資本の額 （出資総額）	常時使用する従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業 （飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
鉱業	製造業に同じ	製造業に同じ

3 対象業種

ほとんどの業種が対象となりますが、次の業種の方はご利用できません。

（詳しくは事前にお問い合わせください。）

※なお、業種によっては許認可等を受けていることが必要となります。

対象外業種

農　林　漁　業	一部業種は対象となります。
金融・保険業	「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」は対象となります。
風俗営業飲食業	食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、かつ近代化を促進するものを除きます。
サービス業中右記のもの	（1）風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号に規定する風俗営業（同項第7号に規定するまあじゃん屋及び第8号に規定するゲームセンターを除きます。）及び第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業 （2）「他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋） （3）競輪、競馬等の競走場、競技団 （4）芸ぎ業（置屋及び検番を除きます。） （5）「娯楽に付帯するサービス業」のうち、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業 （6）「その他の専門サービス業」のうち、興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限ります。） （7）「民営職業紹介業」のうち、芸ぎ周旋業 （8）「他に分類されないその他の事業サービス業」のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除きます。） （9）政治・経済・文化団体 （10）宗教
全業種共通	社会的批判を受ける恐れのあるもの

ご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、協会の保証をご利用になれません。

1. 税金を滞納し完納が見込めない方。
2. 手形、小切手について不渡りがある方、及び銀行取引停止処分を受けている方（法人の場合は、代表者を含む。第1回不渡り発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のない方を除く）。
3. 協会（他協会を含む）の代位弁済を受け、求償債務が残っている方（求償権消滅保証の対象となる方を除く）。
4. 協会が事故報告を受領し、事故事由が解消していない方。
5. 協会（他協会を含む）の保証付貸付または金融機関固有貸付について延滞等の債務不履行がある方。
6. 休眠会社。
7. 会社更生、民事再生等法的整理手続中（申立中を含む）の方（事業再生保証の対象となる方を除く）。
8. 保証申込みについて、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方。
9. 反社会的勢力、または虚偽の申請者等。

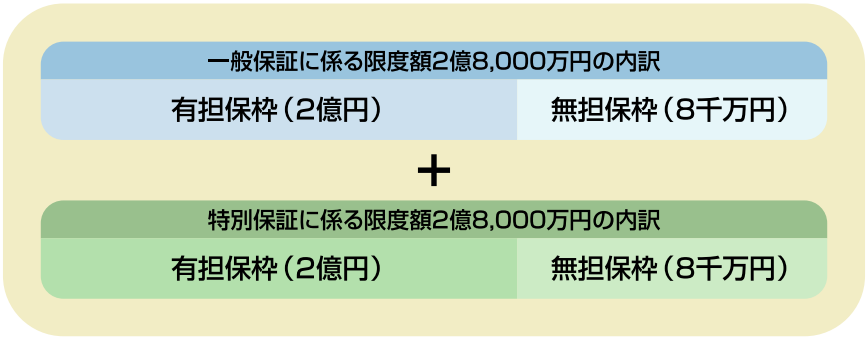
保証の利用限度額

一般保証（法人・個人は2億8千万円、組合は4億8千万円）

いわゆる無担保保証は上限額8千万円となりますが、制度によっては、別に無担保制度もございます。

特別保証（一般保証とは別枠になります）

国が定める特別保証制度（経営安定関連保証など）で、特別保証に係る認定書等を受けた場合には、一般保証枠の別枠としてご利用いただけます。



資金使途	事業経営に必要な運転資金・設備資金に限られます。
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 次のような方は連帯保証人となっていただく場合があります。 **①実質的な経営権を持っている方　②営業許可名義人** **③同一事業に従事する配偶者　④事業継承予定者 など** 組合の場合、原則として代表理事のみ連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。 なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員（または組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。
担保	必要に応じ、土地、建物、有価証券、商業手形等の担保を提供していただきます。

責任共有制度について

平成17年6月に、中小企業政策審議会基本政策部会において取りまとめた「信用補完制度のあり方に関する取りまとめ」等を踏まえ、信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月より「責任共有制度」が導入されました。

これにより、一部の制度を除いて、融資残高の20%が金融機関の負担となります。

信用保証料

信用保証料とは、中小企業者から保証協会に支払われる「信用保証」の対価であり保証協会の運営を支える最大の収入源となっております。

保証協会の保証により金融機関から貸付を受けた場合（保証条件変更の場合は、変更手続きが完了したとき）、中小企業者様には所定の計算方法で算出された信用保証料をご負担して頂きます。

信用保証料の計算方法

一括返済または根保証の場合

信用保証料 ＝ 貸付金額（貸付極度額） × 保証期間 × 保証料率

分割返済の場合

信用保証料 ＝ ①据置期間部分 ＋ ②分割返済部分 ＋ ③据置金額部分

《貸付金額×据置期間（※）×保証料率》

《（貸付金額－据置金額（※））×（保証期間－据置期間）×保証料率×係数（※）》

《据置金額×（保証期間－据置期間）×保証料率》

※据置期間 … 第1回返済月までの月数から返済間隔月数を差し引いた期間をいいます。
※据置金額 … 最終回の返済金額が最終回の直前回の返済金額の2倍を超える時の、最終回返済金額と最終回の直前回の返済金額との差額をいいます。
※係　　数 … 下記の分割返済回数別係数表をご覧ください。

据置期間・据置金額部分のない分割返済の場合・・・・ ②
据置期間部分のある分割返済・・・・・・・・・・・・・・・・・ ①＋②
据置金額部分のある分割返済・・・・・・・・・・・・・・・・・ ②＋③
据置期間・据置金額部分のある分割返済・・・・・・・・・・ ①＋②＋③

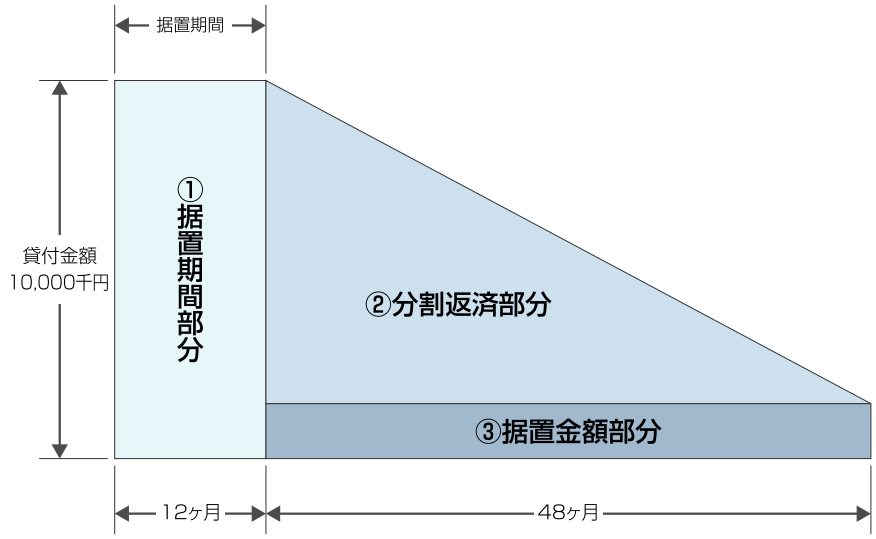
分割返済回数別係数表

分割返済回数	均等分割返済係数	不均等分割返済係数
6回以下	0.70	0.77
12回以下	0.65	0.72
24回以下	0.60	0.66
24回超	0.55	0.61

信用保証料計算例

保証条件

貸付金額	10,000千円
貸付実行日	25.4.1
保証期限	30.4.1（保証期間 60ヶ月）
返済方法	貸出日より13ヶ月目に200千円 以後1ヶ月毎に200千円返済、最終回600千円（据置期間12ヶ月間、返済回数48回）
保証料率	年1.15%
据置期間部分	（貸付金額）10,000千円×（$\frac{12}{12}$）（据置期間）×1.15%（料率）＝115,000円 ❶
分割返済部分	（10,000千円－400千円）×（$\frac{60-12}{12}$）×1.15%×0.55（係数）＝242,880円 ❷
据置金額部分	400千円×（$\frac{60-12}{12}$）×1.15%＝18,400円 ❸
合計	❶115,000円 ＋ ❷242,880円 ＋ ❸18,400円 ＝ 376,280円



信用保証料率体系

信用保証料率は、流動資産担保融資保証、セーフティネット保証などの一部の保証を除き、中小企業者の経営状況に応じた9段階の保証料率体系となっています。また、平成19年10月からの責任共有制度の導入に伴い、責任共有制度の対象となる保証制度は「責任共有保証料率」、対象とならない保証制度は「責任共有外保証料率」が適用されています。

また、県市町制度については、中小企業者の負担軽減に配慮し、協会制度より保証料率が低く抑えられています。

なお、保証料率は貸付金額に対する年率で表示しています。

【協会制度】

（単位:%）

区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 〈特殊保証〉	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※特殊保証とは、手形割引根保証、事業者カードローン、当座貸越根保証等を指します。

【県市町制度】

（単位:%）

区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県制度の基本保証料率	1.30	1.15	1.00	0.90	0.80	0.70	0.60	0.45	0.30
市町小口資金の保証料率	1.25	1.10	1.00	0.85	0.75	0.70	0.55	0.40	0.30

※上記は、責任共有対象制度を利用した場合の保証料率です。

信用保証料率の決定

信用保証料率は、一般社団法人CRD協会が運営する中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を利用して財務評価を行った後に、定性要因（非財務要因）を加味して最終的に決定します。

※CRDとは平成13年3月に経済産業省（中小企業庁）の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベースです。CRDは平成25年4月現在、182の金融機関等が会員となっており、約306万の中小企業データが蓄積されている中小企業に関する日本最大のデータベースです。

信用保証料率の割引について

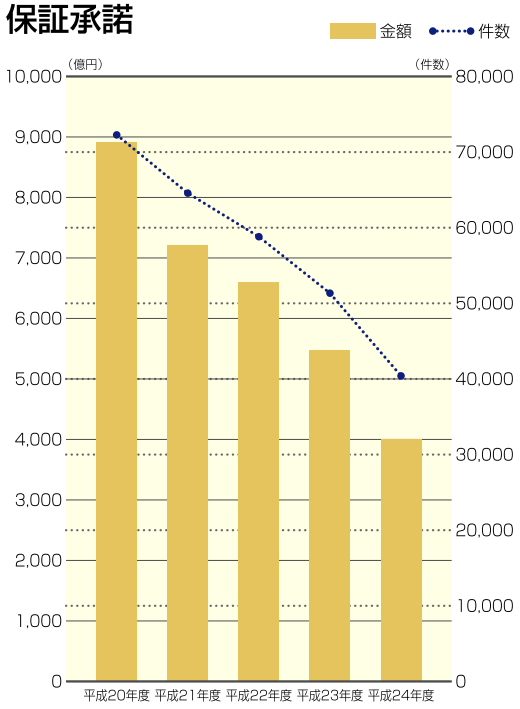
「中小企業の会計に関する要領」に準拠した財務諸表の作成状況を確認することができる法人（株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社・士業法人）については、0.1%の割引を行います。

有担保保証の場合は0.1%の割引を行います。※有担保割引が適用されない保証もあります。

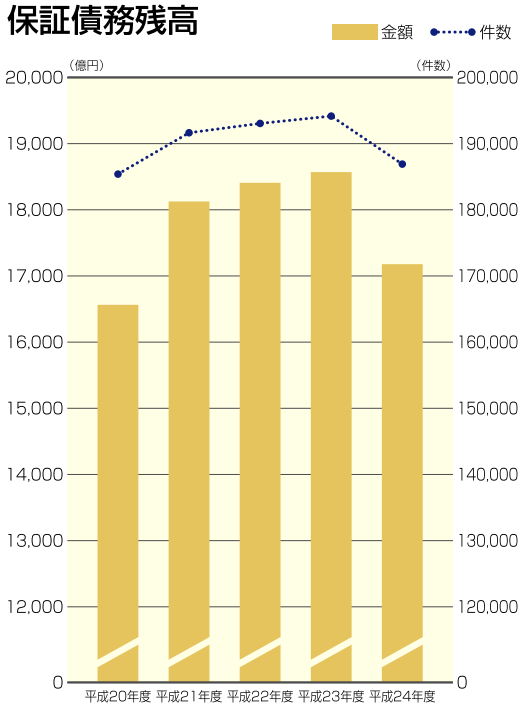
8 信用保証の動向

保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収　各状況

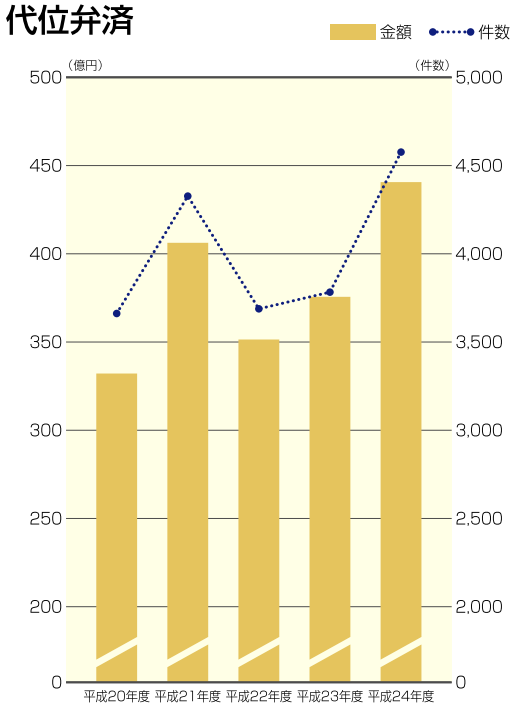
保証承諾



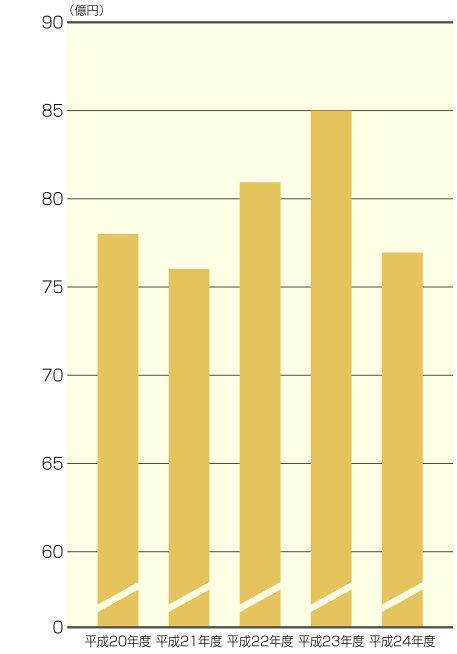
保証債務残高



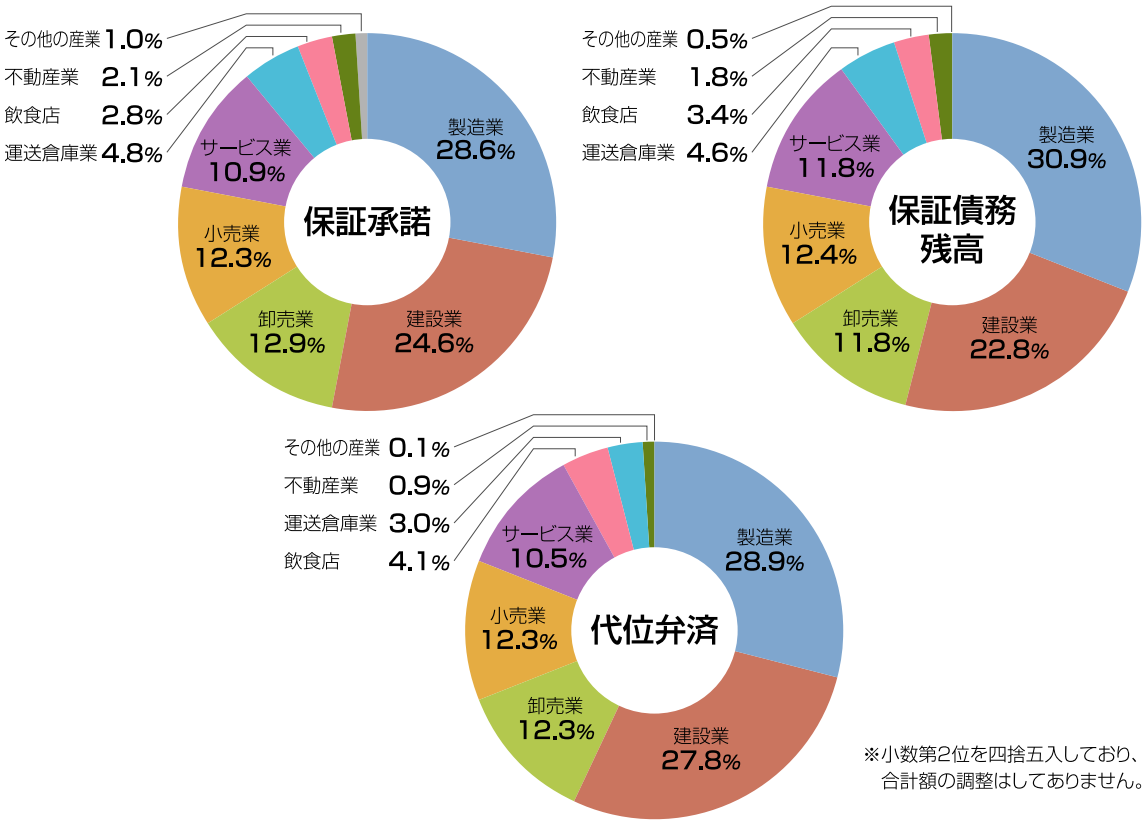
代位弁済



回収

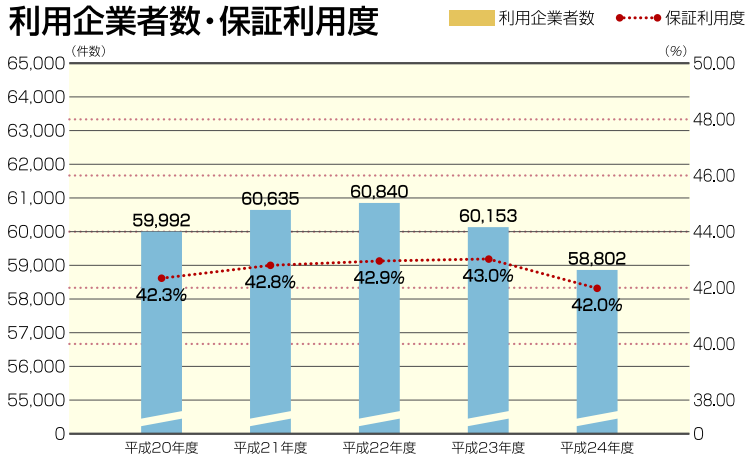


業種別状況（平成24年度）



※小数第2位を四捨五入しており、
合計額の調整はしてありません。

利用企業者数・保証利用状況（5ヶ年度推移）



金融機関別状況（平成24年度）

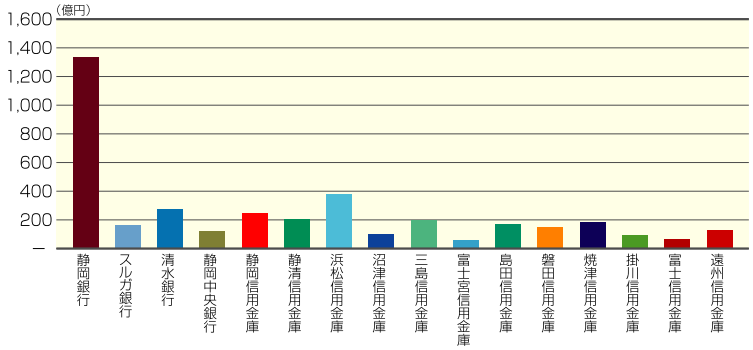
（金額単位:百万円）

金融機関名	保証承諾		保証債務残高		代位弁済（累計）		代位弁済率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
静岡銀行	10,550	133,991	56,768	668,731	1,629	18,504	2.66%
スルガ銀行	1,506	16,300	5,711	54,052	168	1,500	2.70%
清水銀行	2,170	27,729	11,103	124,187	282	2,765	2.13%
静岡中央銀行	1,171	12,215	5,556	51,555	184	1,476	2.75%
静岡信用金庫	2,707	25,024	11,461	88,549	296	2,262	2.49%
静清信用金庫	2,443	20,212	9,512	69,102	210	1,573	2.20%
浜松信用金庫	5,493	38,056	23,901	168,798	543	4,223	2.42%
沼津信用金庫	1,207	10,168	5,659	41,874	107	910	2.07%
三島信用金庫	2,630	19,937	11,916	81,265	234	2,128	2.54%
富士宮信用金庫	768	6,342	3,209	22,350	41	335	1.46%
島田信用金庫	1,581	17,154	7,109	62,694	101	795	1.24%
磐田信用金庫	1,871	15,324	8,567	66,794	189	1,579	2.30%
焼津信用金庫	2,050	18,492	8,061	61,094	226	2,282	3.64%
掛川信用金庫	1,353	9,476	5,111	34,946	46	475	1.33%
富士信用金庫	891	7,149	3,813	31,042	93	827	2.57%
遠州信用金庫	1,636	12,955	6,854	49,191	148	1,093	2.15%
合計	40,027	390,524	184,311	1,676,224	4,497	42,727	2.46%

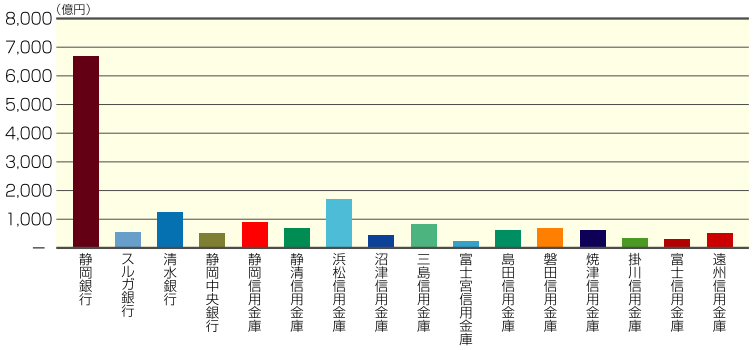
※県内に本店を置く金融機関であり、当協会の利用がある金融機関のみを表示しています。
※代理貸は除いております。

金融機関別状況　各割合（平成24年度）

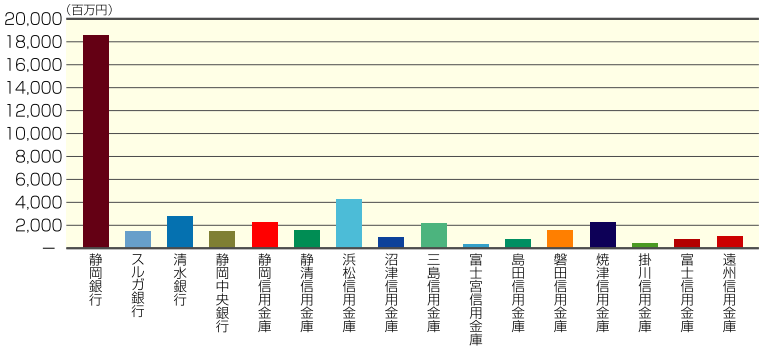
保証承諾額



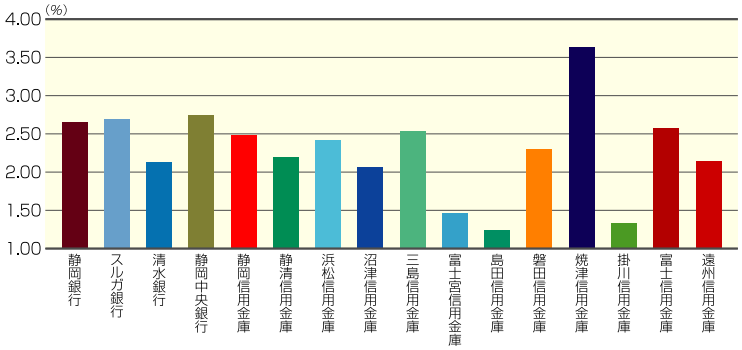
保証債務残高



代位弁済額



代位弁済率



9 事業報告

収支計算書

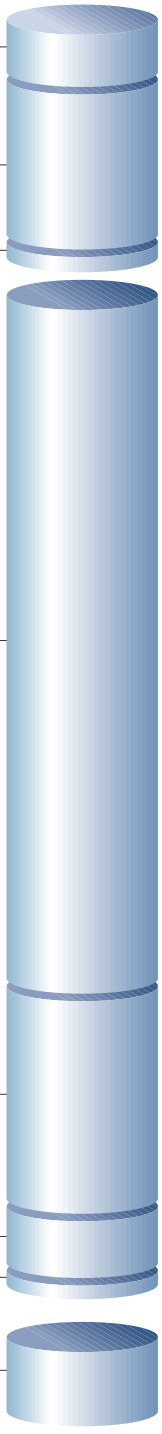
（単位:円）

支出		
科目	平成23年度（平成24年3月31日まで）	平成24年度（平成25年3月31日まで）
経常支出	11,972,619,706	11,832,374,840
業務費	2,922,818,279	2,736,924,313
借入金利息	0	0
信用保険料	9,046,863,877	9,009,878,921
責任共有負担金納付金	0	83,760,331
雑支出	2,937,550	1,811,275
経常収支差額	7,467,507,455	7,094,220,079
経常外支出	50,398,665,889	52,363,448,896
求償権償却	35,689,854,712	38,074,312,046
譲受債権償却	0	0
有価証券償却	0	0
雑勘定償却	34,316,541	30,177,688
退職金	2,461,900	2,680,200
責任準備金繰入	11,626,069,225	10,748,440,875
求償権償却準備金繰入	3,038,054,260	3,501,312,481
その他支出	7,909,251	6,525,606
経常外収支差額	▲3,893,245,684	▲3,757,029,459
当期収支差額	4,575,769,630	3,427,771,620
収支差額変動準備金繰入額	2,287,000,000	1,713,000,000
基本財産繰入額	2,288,769,630	1,714,771,620

収入		
科目	平成23年度（平成24年3月31日まで）	平成24年度（平成25年3月31日まで）
経常収入	19,440,127,161	18,926,594,919
保証料	16,471,525,393	15,877,851,186
預け金利息	71,297,502	60,842,769
有価証券利息配当金	608,768,748	570,876,972
調査料	0	0
延滞保証料	89,849,491	90,430,185
損害金	95,718,408	65,959,585
事務補助金	188,630,000	186,830,000
責任共有負担金	1,864,319,000	2,013,992,000
雑収入	50,018,619	59,812,222
経常外収入	46,505,420,205	48,606,419,437
償却求償権回収金	661,401,333	661,176,247
責任準備金戻入	11,628,643,046	11,626,069,225
求償権償却準備金戻入	3,283,483,239	3,038,054,260
求償権補てん金戻入	30,931,892,587	33,281,119,705
保険金	28,079,388,013	30,534,916,369
損失補償補てん金	2,852,504,574	2,746,203,336
補助金	0	0
その他収入	0	0
制度改革促進基金取崩額	1,001,507,859	90,581,000
収支差額変動準備金取崩額	0	0

収支計算書の用語解説

支　出



業務費

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

責任共有負担金納付金

責任共有制度において金融機関から受領した負担金の一部を、日本政策金融公庫へ納付しています。

経常支出

求償権償却

年度末求償権のうち回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸倒引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積もって一定の割合を積み立てます。

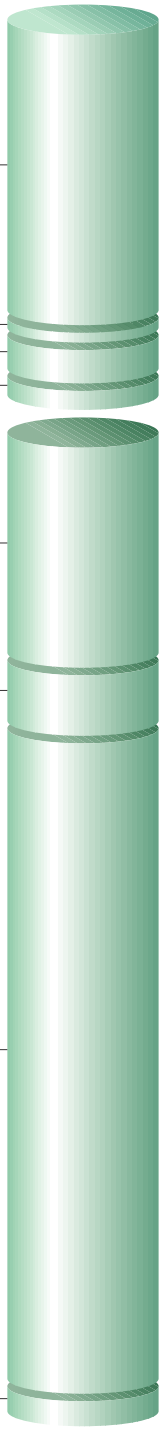
その他

当期収支差額

全額基本財産（収支差額変動準備金を含め）に繰り入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

経常外支出

収　入



保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料で当該決算期間に対応する額が計上されます。

預け金利息等

主に金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、有価証券等の利息配当金です。

経常収入

責任共有負担金

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関が、過去の制度利用実績（代位弁済率等）に応じて協会に納める負担金を計上しています。

その他

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体・保証協会連合会等から受領した損失補償金（金融安定化特別基金から振り替えた損失補償金も含まれます。）からなっています。

その他

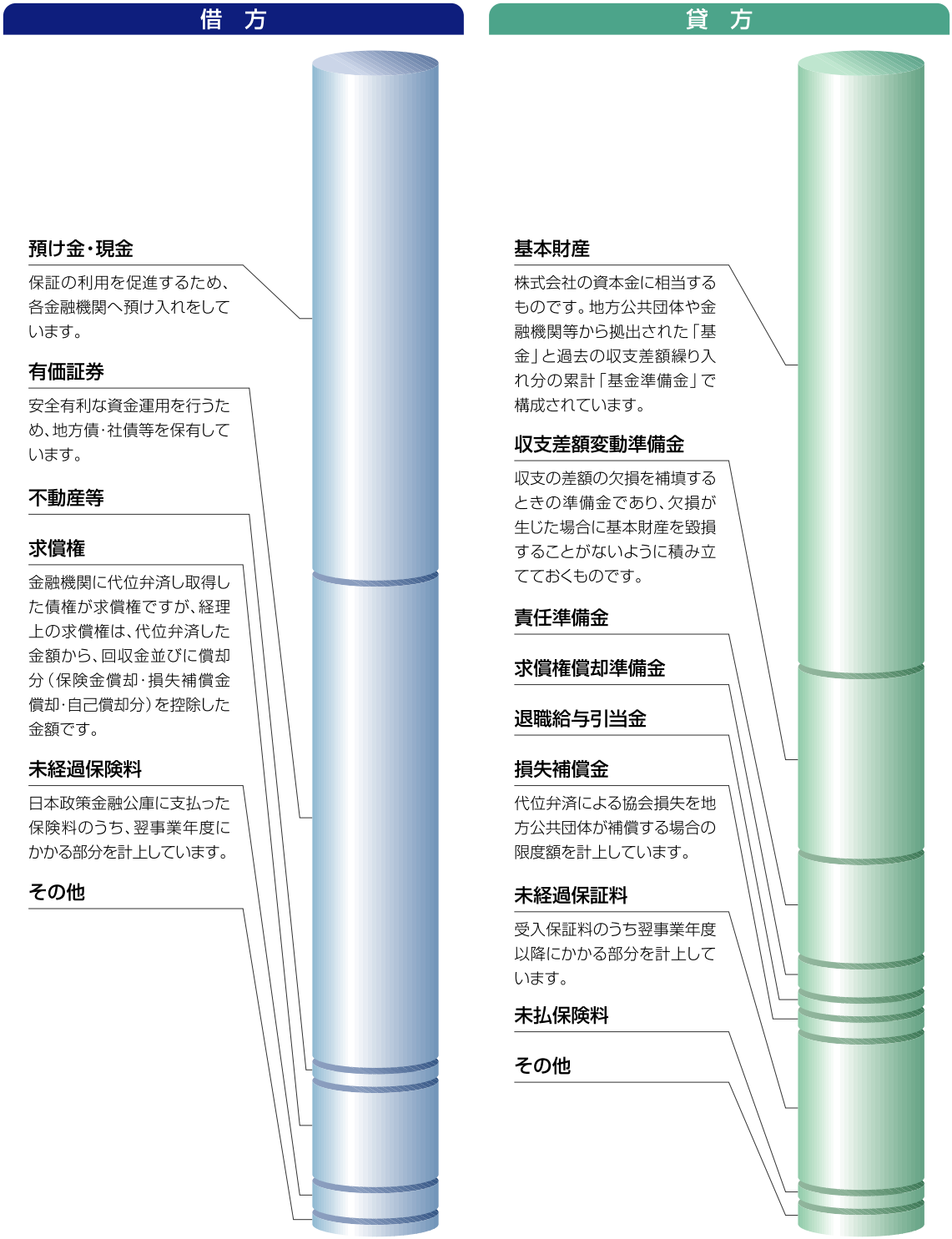
経常外収入

貸借対照表

（単位:円）

借方			貸方		
科目	平成23年度（平成24年3月31日現在）	平成24年度（平成25年3月31日現在）	科目	平成23年度（平成24年3月31日現在）	平成24年度（平成25年3月31日現在）
現金	305,215	345,102	基本財産	63,306,188,149	65,020,959,769
現金	305,215	345,102	基金	4,053,079,000	4,053,079,000
小切手	0	0	基金準備金	59,253,109,149	60,967,880,769
預け金	55,067,993,912	52,621,477,657	制度改革促進基金	0	0
当座預金	0	0	収支差額変動準備金	18,880,392,071	20,593,392,071
普通預金	211,141,354	216,302,642	責任準備金	11,626,069,225	10,748,440,875
通知預金	0	0	求償権償却準備金	3,038,054,260	3,501,312,481
定期預金	54,841,589,859	52,390,219,700	退職給与引当金	1,148,219,700	1,149,453,800
郵便貯金	15,262,699	14,955,315	損失補償金	4,281,360,108	2,230,883,412
金銭信託	0	0	保証債務	1,857,802,171,281	1,720,244,569,589
有価証券	49,899,426,126	49,908,856,210	求償権補てん金	0	0
国債	0	0	保険金	0	0
地方債	36,385,146,608	41,586,234,747	損失補償補てん金	0	0
社債	13,490,329,518	8,298,671,463	借入金	0	0
株式	23,950,000	23,950,000	長期借入金	0	0
受益証券	0	0	（うち日本政策金融公庫分）	0	0
その他有価証券	40,056,360	45,947,208	短期借入金	0	0
新株予約権	0	0	（うち日本政策金融公庫分）	0	0
再生ファンド出資	40,056,360	45,947,208	収支差額変動準備金造成資金	0	0
動産・不動産	1,487,950,647	1,488,093,292	雑勘定	19,544,501,949	18,922,502,193
事業用不動産	1,457,993,891	1,458,238,691	仮受金	236,864,942	232,529,490
事業用動産	29,956,756	29,854,601	保険納付金	461,249,857	821,285,620
所有動産・不動産	0	0	損失補償納付金	73,649,130	48,141,450
損失補償金見返	1,913,154,664	2,230,883,412	未経過保証料	18,737,904,486	17,770,844,652
保証債務見返	1,857,802,171,281	1,720,244,569,589	未払保険料	7,108,014	5,588,656
求償権	8,327,359,560	10,951,687,584	未払費用	27,725,520	44,112,325
譲受債権	0	0			
雑勘定	5,088,538,978	4,919,654,136			
仮払金	200,319,691	256,573,872			
保証金	0	0			
厚生基金	372,127,028	362,790,528			
連合会出資金	37,210,000	37,210,000			
連合会勘定	0	0			
未収利息	114,181,707	99,940,278			
未経過保険料	4,364,700,552	4,163,139,458			
合計	1,979,626,956,743	1,842,411,514,190	合計	1,979,626,956,743	1,842,411,514,190

貸借対照表の用語解説



※保証債務見返（資産）と保証債務（負債）は同額のため、この表からは除いてあります。

財産目録

（単位:円）

資　産

科　目	平成23年度（平成24年3月31日現在）	平成24年度（平成25年3月31日現在）
現　金	305,215	345,102
預　け　金	55,067,993,912	52,621,477,657
金　銭　信　託	0	0
有　価　証　券	49,899,426,126	49,908,856,210
その他有価証券	40,056,360	45,947,208
動産・不動産	1,487,950,647	1,488,093,292
損失補償金見返	1,913,154,664	2,230,883,412
保証債務見返	1,857,802,171,281	1,720,244,569,589
求　償　権	8,327,359,560	10,951,687,584
譲　受　債　権	0	0
雑　勘　定	5,088,538,978	4,919,654,136
合　計	1,979,626,956,743	1,842,411,514,190

負　債

科　目	平成23年度（平成24年3月31日現在）	平成24年度（平成25年3月31日現在）
責任準備金	11,626,069,225	10,748,440,875
求償権償却準備金	3,038,054,260	3,501,312,481
退職給与引当金	1,148,219,700	1,149,453,800
損失補償金	4,281,360,108	2,230,883,412
保証債務	1,857,802,171,281	1,720,244,569,589
求償権補てん金	0	0
借　入　金	0	0
雑　勘　定	19,544,501,949	18,922,502,193
合　計	1,897,440,376,523	1,756,797,162,350
正味財産	82,186,580,220	85,614,351,840

基本財産について

基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、静岡県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の60倍（定款倍率といいます。）と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の構成

基本財産は**（1）基金（2）基金準備金**で構成されています。

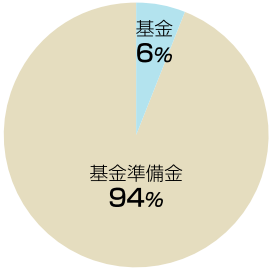
（1）基金は、地方公共団体、金融機関等より拠出された出捐金（しゅつえんきん）と金融機関等負担金で構成されています。

（2）基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

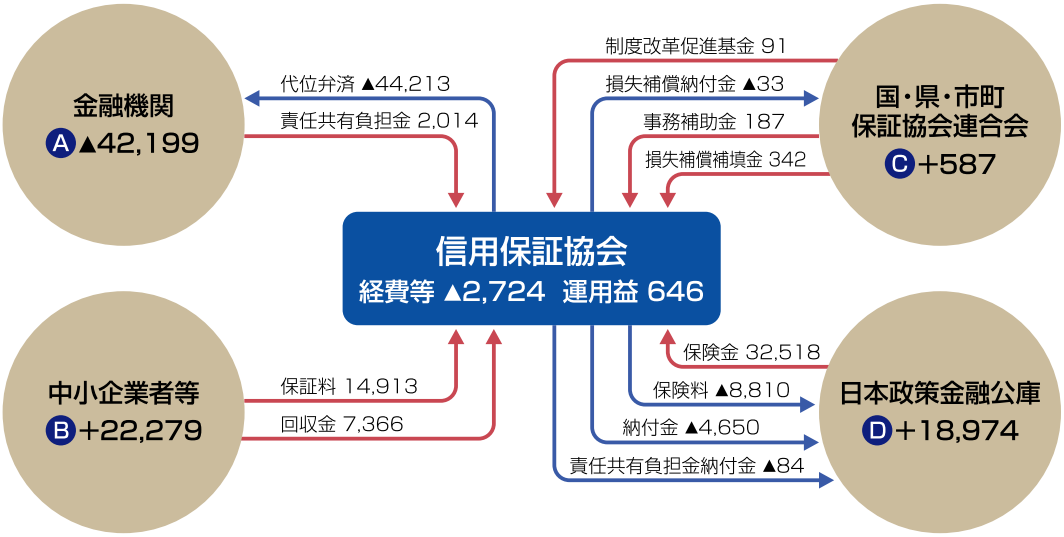
（平成25年3月31日現在）

基本財産　650億21百万円	
（1）基金	40億53百万円
出損金	27億58百万円
金融機関等負担金	12億95百万円
（2）基金準備金	609億68百万円



資金の流れ（キャッシュフロー）

（単位:百万円）



Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ	経費等	運用益	TOTAL
▲359	− 2,724	+ 646	= ▲2,437

（1）金融機関と信用保証協会

代位弁済は前年度に比べ65億円増加し、442億円となりました。責任共有負担金は2,014百万円でした。
この結果、422億円のマイナスとなりました。――― Ⓐ

（2）中小企業者等と信用保証協会

保証料は前年度に比べ18億円減少し、149億円となりました。また、回収金は前年度に比べ9億円減少し、74億円となりました。
この結果、223億円のプラスとなりました。――― Ⓑ

（3）国・県・市町・保証協会連合会と信用保証協会

制度改革促進基金として91百万円を国から、制度保証に係る事務補助金として187百万円を県・市町から、また、県制度に係る損失補償補填金として342百万円を県から受領しました。これに対し、求償権回収に伴い、損失補償補填金33百万円を県及び保証協会連合会へ返納しました。
この結果、587百万円のプラスとなりました。――― Ⓒ

（4）日本政策金融公庫と信用保証協会

信用保証に伴う保険料88億円、求償権回収納付金47億円及び責任共有負担金納付金84百万円を納付しました。これに対し、代位弁済に伴う保険金は、325億円となりました。
この結果、190億円のプラスとなりました。――― Ⓓ

（5）協会の資金収支

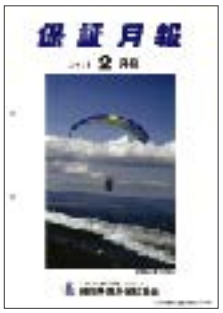
関係機関および中小企業者等との収支合計は3億円のマイナスとなりました。ここから経費等27億円を差し引き、運用益6億円を加えて、自己資金は24億円のマイナスとなりました。

10 広報活動

当協会では、信用保証について、一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

機関誌（月報、ディスクロージャー誌）の発行





中小企業者向けパンフレット等の発行





金融機関向け実務解説、信用保証ハンドブックの発行







新聞紙等への広告掲載







11 コンプライアンス態勢について

コンプライアンス経営の重視

信用保証制度の成り立ちから考えても明らかなように、信用保証協会の公共的使命は大きく、その社会的責任も非常に重いものがあります。また、信用保証という基本的業務からすれば、信用保証協会にとっては、社会的信用そのものがその経営資源の基本であると考えます。

そこで、当協会としても、公共的使命に反し、その信用を損なうことがないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理をも含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することが重要であるという観点から、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを策定し、役職員一丸となって実践していきます。

基本的姿勢

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くしています。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1 信用保証協会の公共性と社会的責任

公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2 法令やルールの厳格な遵守

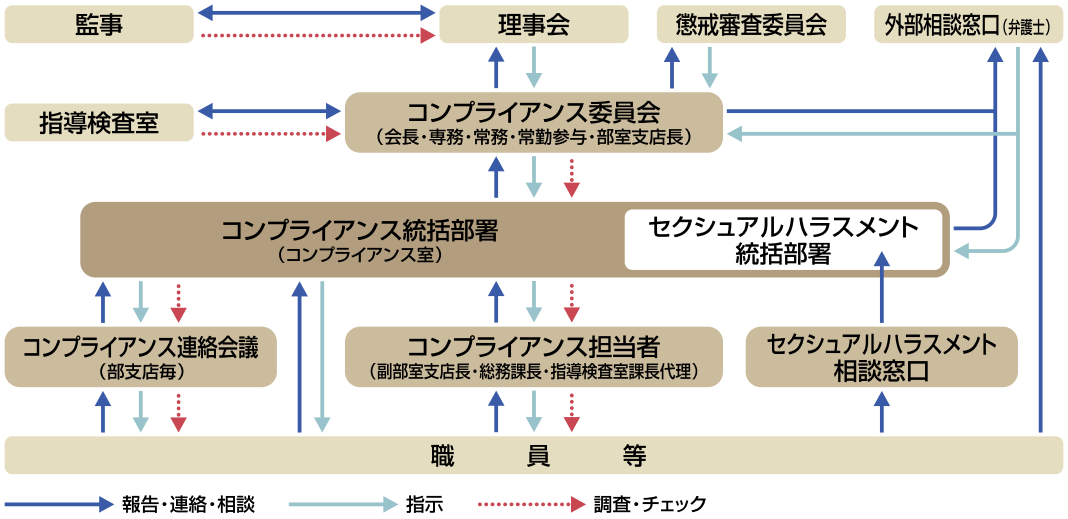
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

※3つの基本姿勢の内容は、平成10年1月に制定された信用保証協会倫理憲章に基づき作成されています。

コンプライアンス組織体制図



12 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

静岡県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

●当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

●当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用いたします。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

●取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

●取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。

●お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

●お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直しいたします。

4 個人情報保護の維持・改善

●当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直しいたします。

5 個人データの委託

●当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合がございます。

●委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データの開示・利用目的の通知

●法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

●請求の方法は当協会窓口に備え付けてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参（またはご郵送）ください。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

●当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
●お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
●お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
●6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情について

●当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

●当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

総務部	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル6階 TEL.054-252-2120
経営企画部	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル6階 TEL.054-252-2124
コンプライアンス室	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル4階 TEL.054-252-2127
営業部	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5階 TEL.054-252-2121
浜松支店	浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル6階 TEL.053-458-1212
沼津支店	沼津市北高島町21-38 TEL.055-926-0100

13 協会概要

事務分掌図

平成25年6月1日現在

本店

指導検査室		■内部検査、監査事務、内部研修に関すること
コンプライアンス室		■コンプライアンスに関すること ■個人情報保護・機密保持関連・事件・クレーム等に関すること
総　務　部	総務課	■会議、予算、諸契約、諸規程、登記、主務省・関係機関への申請・届出等に関すること ■人事、福利厚生、研修、広報等に関すること
	経理課	■決算、会計・出納、給与等に関すること ■資金運用（預託金）等に関すること ■信用保証料に関すること
経営企画部	企業支援室	■経営支援に関すること ■企業訪問、金融機関訪問等によるモニタリング ■経営支援、再生支援等に係る保証に関すること ■求償権の放棄及び譲渡の取纏めに関すること
	企画課	■事業計画、経営に係る企画・立案、保証制度の調査・研究、商品開発、保証及び管理業務の計画・推進・管理、広報に関すること ■情報処理システムの企画・設計、電算事務処理、電算機の操作・管理・共同システム等に関すること
	業務統括課	■経営支援・再生支援等に係る保証に関すること ■大口保証、特定社債保証、信用保険等に関すること ■求償権の整理、放棄及び譲渡等に関すること
営業部	保証第一課	■保証申込の審査、金融相談、保証促進、金融の斡旋、保証の事後管理に関すること
	保証第二課	■保証申込の審査、金融相談、保証促進、金融の斡旋、保証の事後管理に関すること
	経営相談課	■経営相談・企業診断及び経営支援に関すること ■担保権についての物件調査・管理・保全に関すること ■経営支援・再生支援等に係る保証審査に関すること
	調整課	■延滞保証債務の調整、事故報告の処理、代位弁済の請求受理・履行及び保険金請求に関すること
	管理課	■求償権の管理・回収、法的措置等に関すること
	事務課	■保証申込書類の受付、保証書の発行、 ■保証関係報告書（貸付実行報告書、償還報告書等）処理、諸報告資料の作成等に関すること

浜松支店

保証第一課	■営業部に同じ
保証第二課	■営業部に同じ
経営相談課	■営業部に同じ
調整課	■営業部に同じ
管理課	■営業部に同じ
事務課	■営業部に同じ ■小口現金の会計・出納に関すること

沼津支店

保証第一課	■営業部に同じ
保証第二課	■営業部に同じ
経営相談課	■営業部に同じ
調整課	■営業部に同じ
管理課	■営業部に同じ
事務課	■営業部に同じ ■小口現金の会計・出納に関すること

関連会社

保証協会債権回収株式会社
（コミュニケーションネーム:保証協会サービサー）

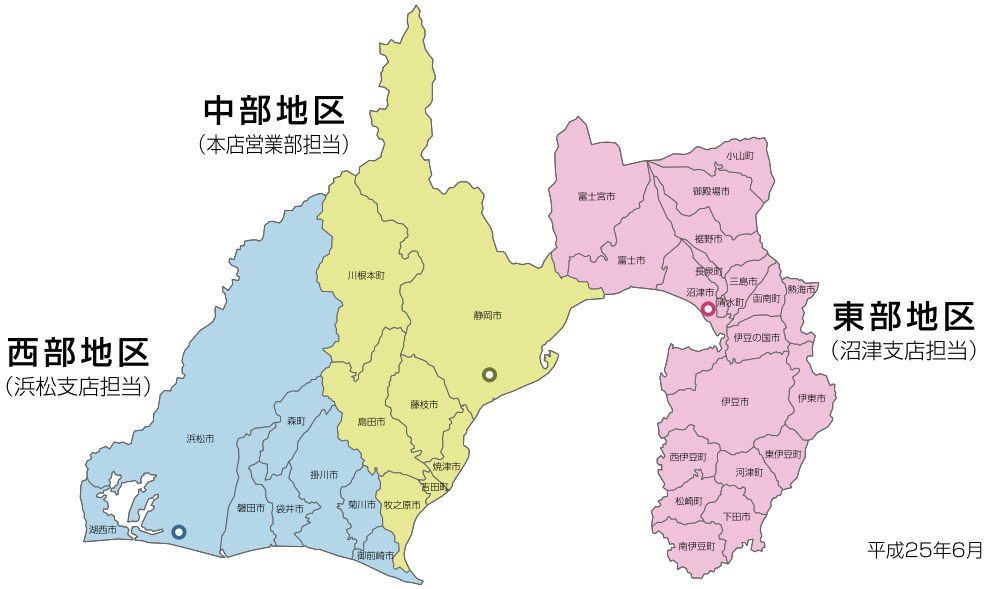
本　　社／東京都中央区京橋
設　　立／平成13年1月
資 本 金／5億5,540万円（当協会出資:600万円）
業務内容／債権管理回収業等

静岡県信用保証協会役員名簿

平成25年8月8日現在

役　名	氏　名	現　職	就任日
常勤理事	川口　正俊	会　　長	平成22年11月 1日
同	阿部　明雄	専務理事	平成14年 6月 1日
同	中村　良久	常務理事	平成23年 6月 1日
同	大村　福次	常務理事	平成24年 6月 1日
同	小泉　重行	常務理事	平成25年 6月 1日
理　　事	渥美　敏之	静岡県経済産業部長	平成25年 4月30日
同	竹内　良訓	静岡県議会産業委員長	平成25年 7月 1日
同	原田　英之	静岡県市長会会長	平成24年 6月 1日
同	遠藤日出夫	静岡県町村会会長	平成23年 9月 5日
同	後藤　康雄	静岡県商工会議所連合会会長	平成23年 1月 5日
同	前澤　　侑	静岡県商工会連合会会長	平成24年 6月 1日
同	佐野　光治	静岡県中小企業団体中央会会長	平成21年 2月27日
同	中西　勝則	静岡銀行代表取締役取締役頭取	平成17年 9月 1日
同	岡野　光喜	スルガ銀行代表取締役社長	昭和60年 6月 1日
同	豊島勝一郎	清水銀行代表取締役頭取	平成24年 6月 1日
同	清野　眞司	静岡中央銀行代表取締役社長	平成25年 8月 8日
同	御室健一郎	静岡県信用金庫協会会長	平成19年 8月 2日
同	稲田　精治	静岡県信用金庫協会副会長	平成20年 8月22日
常勤監事	村松　　治	常勤監事	平成25年 6月 1日
監　　事	栗原　裕康	沼津市長	平成20年12月15日
同	白鳥　良作	静岡県信用金庫協会副会長	平成21年 9月 8日
同	加納栄太郎	公認会計士	平成23年12月 1日

本・支店の担当区域と事務所位置略図



平成25年6月1日現在

本　店

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、
牧之原市、吉田町、川根本町



〒420-8710 静岡市葵区追手町5番4号
アーバンネット静岡追手町ビル4階・5階・6階

〈事業所専用郵便番号〉
※郵便番号と宛名だけで郵便物が届きます。

5階 営業部
■保証第一課・第二課　■経営相談課
TEL.054-252-2121 FAX.054-254-9640
■事務課
TEL.054-252-2121 FAX.054-254-5328
■調整課　■管理課
TEL.054-252-2122 FAX.054-254-5328

6階 総務部
TEL.054-252-2120 FAX.054-253-0257
経営企画部・企業支援室
TEL.054-252-2124 FAX.054-253-0257

4階 指導検査室
TEL.054-252-2125 FAX.054-252-2167
コンプライアンス室
TEL.054-252-2127 FAX.054-252-2167

浜松支店

浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、
湖西市、御前崎市、菊川市、森町



〒430-8666 浜松市中区田町330-5
遠鉄田町ビル6階・7階

〈事業所専用郵便番号〉
※郵便番号と宛名だけで郵便物が届きます。

6階
■保証第一課・第二課　■経営相談課　■事務課
TEL.053-458-1212 FAX.053-454-9299

7階
■調整課　■管理課
TEL.053-458-1220 FAX.053-454-9611

沼津支店

沼津市、熱海市、三島市、富士市、富士宮市、
伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、
伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、
西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町



〒410-8691 沼津市北高島町21-38

■保証第一課・第二課　■経営相談課　■事務課
TEL.055-926-0100 FAX.055-926-0115
■調整課　■管理課
TEL.055-926-5200 FAX.055-926-3115

ホームページアドレス　http://www.cgc-shizuoka.or.jp

このディスクロージャー誌は再生紙を使用しています。

この笑顔、届けたい。あなたに、地域の皆さまに。

























SHIZUOKA GUARANTEE
静岡県信用保証協会